

令和3年5月20日

令和3年度水質基準逐次改正検討会運営要領

1. 趣旨・目的

水道水質基準については、最新の科学的知見に従い常に見直しが行われるべきであることから、最新の科学的知見に基づく水質基準の逐次改正について検討し、もって、水道水質の安全・安心の確保に資するため、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が開催する検討会として、関連分野の専門家を構成員とする標記検討会を運営する。

2. 検討事項

本検討会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 水質基準の逐次改正に関すること
- (2) WHO飲料水水質ガイドラインのフォローアップに関すること
- (3) その他水道水質管理に関すること

3. 検討会構成員

- (1) 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が依頼し、期間は令和4年3月末日までとする。
- (2) 座長は令和3年度第1回検討会において構成員の中から選出する。
- (3) 構成員の変更が必要となった場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が他の者に依頼する。

4. その他

- (1) 検討会の庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課が行う。
- (2) 検討会の招集は、座長と協議の上、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が行う。
- (3) 検討会の公開の取扱いについては、検討会において決定する。
- (4) その他検討会の運営に関して必要な事項は、座長と協議の上厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長が定める。